

# 学校法人大阪経済大学 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪経済大学（以下「法人」という。）の寄附行為第58条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与、手当、慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 職員理事とは、法人の職員として給与を支給している理事をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事長、寄附行為第7条第1項第1号に規定する理事（以下、「学長」という。）、専務理事、常務理事、常勤理事及び前号以外の理事をいう。
- (4) 常勤監事とは、監事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (6) 職員評議員とは、法人の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (7) 学外評議員とは、職員評議員を除く評議員をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、役員賞与、慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職給与規程に基づくものを含まない。
- (9) 旅費とは、役員又は評議員として職務執行に伴い生じる交通費、宿泊費及び日当をいう。

## (役員及び評議員の報酬等)

第3条 職員理事を除く役員及び評議員の報酬月額は、次のとおりとする。

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 理事長        | 1,300,000円 |
| (2) 学長         | 1,200,000円 |
| (3) 専務理事       | 1,100,000円 |
| (4) 常務理事       | 1,000,000円 |
| (5) 常勤理事       | 700,000円   |
| (6) 常勤監事       | 700,000円   |
| (7) 非常勤監事      | 300,000円   |
| (8) 学長代行又は学長代理 | 1,140,000円 |
| (9) 非常勤理事      | 80,000円    |
| (10) 学外評議員     | 20,000円    |

2 職員理事の雇用賃金の他に支給する役員手当の月額は、次のとおりとする。

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 理事長        | 500,000円 |
| (2) 学長         | 400,000円 |
| (3) 専務理事       | 300,000円 |
| (4) 常務理事       | 200,000円 |
| (5) 常勤理事       | 100,000円 |
| (6) 学長代行又は学長代理 | 350,000円 |
| (7) 前7号を除く職員理事 | 80,000円  |

3 非常勤理事及び評議員に対して、会議出席（書面出席を除く。）の都度、支払う日額報酬は次のとおりとする。

- |           |         |
|-----------|---------|
| (1) 非常勤理事 | 10,000円 |
| (2) 評議員   | 5,000円  |

## (支給)

第4条 前条第1項及び第2項に定める報酬および役員手当は、毎月支払う。

2 月の途中で役員に就任又は退任した場合は、その月の報酬を日割計算によって支払う。

3 前条において、月の途中で職位に変更があった場合は、日割り計算によって支払う。

(併給)

第5条 理事長職と学長職を兼務した場合の報酬は、高額の職位の報酬とし、併給はしない。

(役員賞与)

第6条 3月31日に在任している第3条第1項第1号から第5号までの者に、報酬月額3か月分の役員賞与を年度末に支払う。ただし、役員賞与を支給することについて不適切な事由がある場合には、理事会の決議により役員賞与を減額し、又は支払わないことができる。

2 役員賞与の計算期間は、前年4月1日から当年3月31日までとする。

3 計算期間の中途において就任した場合の役員賞与は、計算期間における在任日数を基準とした日割計算で支払う。なお、100円未満の端数が生じた場合は、100円に切り上げるものとする。

(日本私立学校振興・共済事業団)

第7条 第3条第1項第1号から第8号までの者は、日本私立学校振興・共済事業団に加入することができる。

この場合は、所定の掛金を負担しなければならない。

(慰労金)

第8条 慰労金は、退任時に次のとおり支払う。ただし、職員理事は、法人を退職する時に支払う。

(1) 理事長および学長 1期(3年)につき 300万円

(2) 専務理事 1期(3年)につき 187万円

(3) 常務理事 1期(3年)につき 165万円

(4) 常勤理事 1期(3年)につき 154万円

(5) 常勤監事 1期(3年)につき 154万円

(6) 非常勤監事 1期(3年)につき 66万円

(7) 非常勤理事 1期(3年)につき 30万円

(8) 学外評議員 1期(3年)につき 6万円

2 前項第7号でいう「非常勤」とは、法人の元教職員を含む。この場合の慰労金の計算期間は、法人を退職後の在任期間とする。

(在任期間の計算)

第9条 慰労金の計算は、在任月数に応じて行う。

2 1か月に満たない日数がある場合、15日以下を切り捨て、16日以上を1か月に切り上げるものとする。

3 慰労金の算定において、100円未満の端数が生じた場合は、100円に切り上げるものとする。

(金額の変更)

第10条 特段の事情がある場合は、理事会の議を経て、慰労金の額を変更することができる。

(旅費)

第11条 次の場合に、交通費および宿泊費を支給する。

(1) 役員が職務のために来学又は出張をした場合

(2) 評議員が評議員会又は理事会が委嘱する職務に関する会議等(以下、「評議員会等」という)に出席した場合

2 役員が職務のために出張をした場合は、別表2のとおり日当を支給する。

3 前2項の定めにかかわらず、理事長、学長、専務理事及び常務理事を除く職員理事並びに職員評議員は、別に定める「通勤手当支給基準」及び「旅費規程」に基づき支給する。

4 旅費に関する手続きは、「旅費規程」に準じて行う。

5 旅費に関しこの規程に定めのない事項は、総務部長が決裁する。

(交通費)

第12条 交通費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法を利用するものとして計算する。なお、役員の来学の交通費として、通勤定期相当額を支給することができる。

2 片道100kmを超える場合は、別表1の区分により、特急料金（運賃及び指定料金）を支給する。

3 片道300kmを超える場合は、役員及び学外評議員に対し新幹線グリーン料金を支給することができる。なお、この場合において第1項により算出した経路のうち、自宅から自宅最寄駅まで、及び大学最寄駅から大学までの交通区間に代えて、タクシーを利用することができる。

4 航空機利用について、利用クラスは別表1に相当するクラスによって、往復航空機運賃等の実費を支給する。

5 役員がその職務に関連する場合は、タクシーを利用することができ、タクシーチケットを使用する場合を除き、実費支給する。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、役員が宿泊を伴う職務を行う場合又は評議員が評議員会等に出席する場合において、次に定める場合には、別表3の金額を上限とし、前泊分又は後泊分を部屋代に限り実費支給する。

（1） 午前11時以前に役員が職務を開始する場合で、移動の所要時間が3時間を超過するとき

（2） 午後1時以前に役員が職務を開始する場合で、移動の所要時間が5時間を超過するとき

（3） 役員の職務又は職務に関連する行事等で、通常の交通機関利用による帰宅時間が午後11時以降となるとき

（4） 午前11時以前に評議員会等が開始される場合で、評議員の自宅から本学までの所要時間が3時間を超過するとき

（5） 午後1時以前に評議員会等が開始される場合で、評議員の自宅から本学までの所要時間が5時間を超過するとき

（6） 評議員が、評議員会等及びこれに附随して開催される懇親会等に出席したことにより、通常の交通機関利用による帰宅時間が午後11時以降となるとき

2 宿泊費の支給を希望する場合は、請求書又は領収書を提出しなければならない。

（職務手当）

第14条 非常勤理事又は学外評議員が、理事会又は理事長が委嘱する職務を行った場合、職務手当を支給することができる。

2 前項に定める職務手当の金額は、学内役員会で決定する。

（支給方法）

第15条 旅費等及び職務手当については、各自が指定する本人名義の金融機関の預金口座に振り込むものとする。

2 前項において、非常勤理事及び監事については、翌月に支給する役員報酬と合わせて、これを支給する。

（公表）

第16条 法人は、この規程をもって、私立学校法に定める役員及び評議員の報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第17条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附則

1 この規程は、2020年3月17日に制定し、2020年4月1日から施行する。なお、この規程の施行に伴い、「学校法人大阪経済大学役員報酬および役員手当に関する規程」、「学校法人大阪経済大学慰労金規程」および「理事会および評議員会に係る旅費等に関する規程」は、廃止する。

2 この規程は、2023年11月28日に改正し、同日から施行する。

3 「学校法人大阪経済大学 役員報酬等に関する規程」は、2025年3月18日に改正し、規程名称を「学校法人大阪経済大学 役員及び評議員の報酬等に関する規程」と変更の上、2025年4月1日から施行する。

4 この規程の施行に伴い、「学校法人大阪経済大学 評議員に支給する手当等に関する規程」を廃止する。

別表1 交通費	
職務区分	
理事長、学長、専務理事、常務理事	【鉄道】運賃およびグリーン料金に相当するもの
	【航空機】ビジネス運賃に相当するもの
上記以外の理事、監事、学外評議員	【鉄道】運賃およびグリーン料金に相当するもの
	【航空機】エコノミー運賃に相当するもの（プレミアムエコノミーは除く）

別表2 日当		
区分	職務区分	支給額
日帰り出張	-	1,000円
日帰り出張（17時以降）	-	1,500円
宿泊出張【国内】	理事長、学長、専務理事、常務理事	4,000円
	上記以外の理事、監事	3,000円
宿泊出張【海外】	-	7,000円

別表3 宿泊費		
職務区分	上限額	
	【国内】	【海外】
理事長、学長、専務理事、常務理事	20,000円	30,000円
上記以外の理事、監事	14,000円	21,000円
学外評議員	14,000円	-